

財団法人 労働科学研究所寄附行為

第1章 総則

第1条 この法人は、財団法人労働科学研究所と称する。

第2条 この法人は、事務所を神奈川県川崎市宮前区菅生2丁目8番14号におく。

第2章 目的及び事業

第3条 この法人は、事業経営の健全化、労働する者の福利の増進及び社会福祉の向上発展に資するために、各種事業場における労働の状況、条件及び環境並びに労働者の資質、健康生活及び医事厚生に関する研究、調査等を行うことを目的とする。

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 労働科学に関する研究及び調査
- (2) 経営及び労働の諸条件の改善に関する協力
- (3) 学術雑誌、研究資料その他出版物の刊行
- (4) 研究者の養成
- (5) 講演会、講習会、展覧会等の開催
- (6) 職業病に関する診療機関の設置経営
- (7) その目的を達成するため必要な事業

第3章 資産及び会計

第5条 この法人の資産は、次の通りである。

- (1) この法人設立当初の理事者の寄附にかかる基本拾万円
- (2) 資産から生ずる果実
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 寄附金及び補助金
- (5) その他の収入

第6条 この法人の資産を分けて基本財産及び普通財産の二種とする。

基本財産は、別紙目録のうち基本財産の部に記載する資産及び将来基本財産に編入された資産で構成する。普通財産は、基本財産以外の財産とする。

寄附金であつて、寄附者の指定あるものは、その指定に従う。

第7条 この法人の基本財産のうち、現金は理事会の議決によって、確実な有価証券、郵便貯金、信託預金又は定期預金として理事長が保管する。

第8条 基本財産は、消費し又は担保に供してはならない。但し、この法人の事業上やむを得ない事由があるときは、理事会の議決を経、且つ文部科学大臣の承認を得て、その一部に限り処分することができる。

第9条 この法人の事業遂行に要する費用は、資産から生ずる果実、事業に伴う収入その他の普通財産をもって支弁する。

第10条 この法人の予算は、理事長がこれを編成し、毎会計年度開始前に理事会の議決を経なければならない。但し会計年度中に理事会の議を経て、予算を補正することができる。

第11条 この法人の決算は、毎会計年度終了後2ヶ月以内に理事長が作成し、財産目録及び事業報告書とともに監事の意見を付けて、理事会の承認を受けなければならない。

この法人の決算に剰余金があるときは、理事会の議決を経て、その一部もしくは全部を基本財産に編入、又は翌年度に繰り越すこととする。

第12条 その会計年度内の収入をもって償還し得ない借入金をするには、理事会の議を経て、且つ文部科学大臣の承認を得なければならない。

第13条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第4章 役員、顧問及び職員

第14条 この法人には、次の役員を置く。

理事 20名以上30名以内（内理事長1名、常務理事3名以内）

監事 2名以上4名以内

評議員 16名以上100名以内

第15条 理事及び監事は、評議員会でこれを選任し、理事は互選で理事長1名、常務理事3名以内を定める。

第16条 評議員は、理事会でこれを選任する。

第17条 理事長は、この法人の事務を総理し、この法人を代表する理事長に事故ある場合は、理事長があらかじめ指名した常務理事がその職務を代行する。常務理事は理事長を補佐し、理事会の決議に基づき日常の事務に従事し、評議員会の決議した事項を処理する。

第18条 理事は、理事会を組織し、この寄附行為に定める事項を決し執行を図る。

第19条 評議員は、評議員会を組織し、この寄附行為に定める事項を審議し決定する。

第20条 監事は、民法第59条の職務を行う。

第21条 この法人の役員任期は、2年とする。但し再任を妨げない。

補欠による役員任期は、前任者の残任期間とする。役員は、その任期満了後でも後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

第22条 役員は有給とすることができる。

第23条 この法人に顧問を置くことができる。顧問は学識経験者であって、この法人の目的、事業に深い理解を有するものうちから理事会の議を経て理事長がこれを委嘱する。

顧問は、理事長の諮問に応じ意見を述べることができる。

第24条 この法人には職員として労働科学研究所長、副所長及び所員を置く。

職員はこの法人の研究調査に当り、又は事務を処理する。

所長は、理事会の議を経て理事長が任免する。副所長、所員は理事長が任免する。

職員は、原則として有給とする。

第5章 会議

第25条 理事会は、年4回以上理事長が招集する。理事会を招集するには会議の目的事項、会議場及び時日をあらかじめ通知しなければならない。

理事の3分の1以上から会議の目的事項を示して請求のあった場合は、臨時理事会を招集しなければならない。

会議の議長は理事長とする。

第26条 理事会は理事の3分の2以上出席しなければ開くことができない。但し、書面をもって他の出席者に委任した者は、委任した事項については、これを出席者とみなす。会議の議決は、出席者の過半数をもって決する。可否が同数であるときは、議長の決するところに従う

第27条 理事会は、この寄附行為に定めてあるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 基本財産の編入及び財産の管理方法についての事項
- (2) 不動産の買入れ又は処分についての事項
- (3) その他この法人の事業遂行上重要と認める事項

第28条 評議員会は、この寄附行為のうち定めてあるもののほか、理事会において必要と認めた事項を議決する。

第29条 評議員会は、年1回理事長が招集する。評議員会を招集するには、会議の目的事項、会議場、及び時日をあらかじめ通知しなければならない。

評議員の3分の1以上から、会議の目的事項を示して請求のあった場合は、臨時評議員会を招集しなければならない。会議の議長は、出席評議員の互選で定める。

第30条 評議員会は、評議員の2分の1以上出席しなければ開くことができない。第26条第2項、及び第3項は、評議員会にこれを準用する。

第31条 すべて会議には、議事録を作成し、議長及び出席者代表2名以上が署名捺印の上、これを保存する。

第6章 維持会員

第32条 この法人の設立趣旨に賛同し、その目的の達成に協力し援助するものは、理事会の議を経てこれを維持会員とする。維持会員の細則は別に定める。

第7章 寄附行為の変更及び解散

第33条 この寄附行為は、理事及び評議員各々の3分の2以上の同意を得、且

つ文部科学大臣の認可を得なければ変更することができない。

第 34 条 この法人の解散は、理事及び評議員の各 4 分の 3 以上の同意を経て、かつ文部科学大臣の許可を得なければならない。

第 35 条 解散に伴う残余財産は、理事全員の同意を経、かつ文部科学大臣の許可を得て、この法人の目的に類似の公益事業に寄附するものとする。

第 8 章 附則

第 36 条 この寄附行為施行についての細則は、理事会の議決を経て別に定める。

第 37 条 昭和 26 年 1 月 16 日現在の理事は、今回変更された寄附行為による理事とみなす。

前項の理事の任期は、寄附行為変更前の在任期間を通算する。

理事は変更された寄附行為の成立後 2 ヶ月以内に、この寄附行為により評議員を選任しなければならない。

第 38 条 この法人設立当初の理事は、次の通りである。

理 事 暉 峻 義 等

同 大 村 清 一